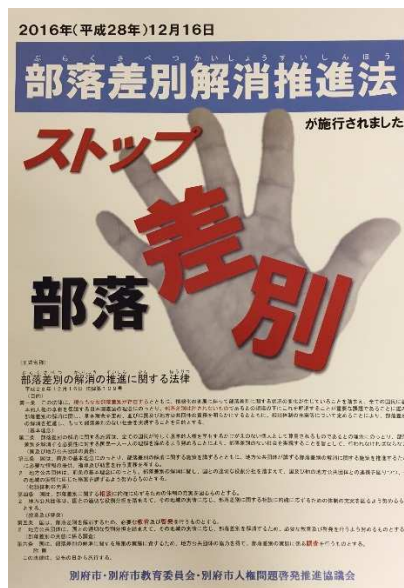


部落差別解消の推進に関する基本方針・実施計画

(部落差別解消推進法に関する基本方針・実施計画)



ストップ部落差別 部落差別解消推進法

令和3年(2021年)

別府市

第1章	基本方針・実施計画策定にあたって	1
1	趣旨	
2	基本方針・実施計画の位置づけ	
第2章	部落差別問題の現状	1
1	部落差別の現状	
2	別府市の現状	
第3章	基本的方向性	14
1	部落差別解消推進法の周知	
2	部落差別解消に関する施策	
3	相談体制の充実	
4	教育及び啓発	
5	実態調査	
第4章	具体的取組	16
1	部落差別解消推進法の周知	
2	部落差別解消に関する施策	
3	相談体制の充実	
4	教育及び啓発	
5	実態調査	
第5章	達成指標	18
第6章	推進体制等	18
1	推進体制	
2	基本方針・実施計画の評価と見直し	
関係資料		19
	部落差別の解消の推進に関する法律	
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
	別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例	

第1章 基本方針・実施計画策定にあたって

1 趣旨

本市では、平成19年(2007年)2月に「別府市人権教育及び人権啓発基本計画」(令和3年(2021年)4月改訂)を策定し、部落差別問題(同和問題)解消の教育・啓発事業を推進しています。

全国的な動向として、平成14年(2002年)3月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後、部落差別問題の教育・啓発が不十分であったことから、被差別部落への偏見や無理解から起きる結婚差別や就職差別がいまだに残り、また「全国部落調査」復刻版出版差し止め、戸籍謄本等不正取得事件、土地差別調査などの差別行為発生といった問題がみられます。

また、情報化の急速な進展に伴い、加害者の匿名性、情報の拡散性により、拡散してしまった情報の削除の困難さという特性を持つインターネットによる人権侵害による被害はより一層深刻な状態となっており、部落差別の問題に新たな変化が起きています。

こういった現状を踏まえ、平成28年(2016年)12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律(以下、「部落差別解消推進法」という。)が公布され、即日施行されました。本市では、「部落差別解消推進法」施行に伴い「部落差別解消の推進に関する基本方針・実施計画」(以下「基本方針・実施計画」という。)を策定し、第一条に定められたこの法律の目的である部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に取り組みます。

2 基本方針・実施計画の位置づけ

この基本方針・実施計画は、「部落差別解消推進法」を踏まえ、「別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例」(平成8年(1996年)3月25日別府市条例第13号)及び「別府市人権教育及び人権啓発基本計画」(平成19年(2007年)2月策定、令和3年(2021年)4月改訂)を基調として、部落差別解消推進のための施策を、より一層推進するための方向性を示したものです。

第2章 部落差別問題の現状

1 部落差別の現状

部落差別解消推進法は、「現在もなお部落差別が存在する」ことを公的に認め、「部落差別の解消を推進」し、「部落差別のない社会を実現する」ことを明記しています。

世代や地域によっては、部落差別がいまでも存在することに実感がなく、あるいは「部落」や「同和問題」等という言葉さえ知らない人がいます。しかし、現実には被差別部落出身であることを理由とした根拠のない差別は根深く残っています。

その結果、近年になって平成19年（2007年）1月の土地差別調査事件や、平成23年（2011年）11月の戸籍謄本等の不正請求事件、平成28年（2016年）3月「全国部落調査 復刻版」出版販売差し止めなどが起きています。さらに県内でも、長崎県の探偵業者が平成29年（2017年）に委任状を偽造して県内在住の男性の住民票と戸籍謄本の写しなどを不正に取得した事案など、全国的に差別事件は後を絶ちません。

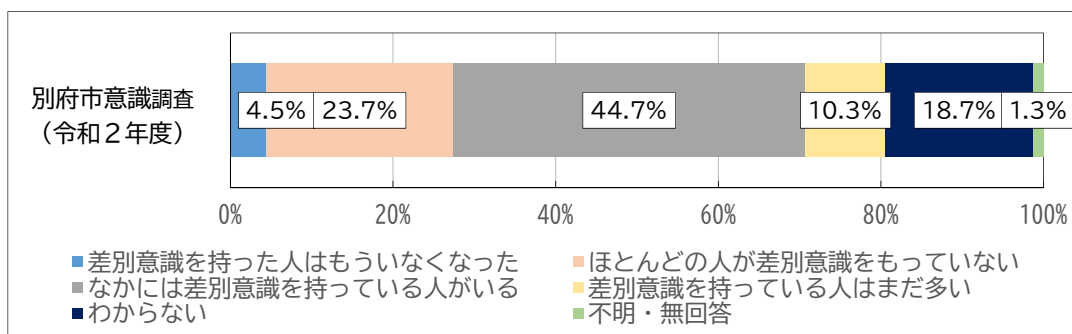
近年、人権教育・人権啓発が幅広く人権問題を扱ったことにより、部落差別問題に関する知識を深めることができなかつたため、知識や関心が薄れています。その傾向は特に若年の年齢層に目立っています。このことは内閣府の行っている「人権擁護に関する世論調査」でも推測できます。平成14年（2002年）と平成29年（2017年）の「人権課題に対する関心」を比較すると、「障がい者」や「高齢者」など他の人権課題に対する関心が上昇している中、「部落差別等の同和問題」に対する関心は16.2%から14.0%に低下しています。特に平成29年（2017年）の18～29歳の若年層は7.1%と、他の年齢層に比べ低くなっています。このように、全国的に発生している部落差別事件や、世論調査での部落差別問題に対する関心が低下している現状に対して、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、本市では基本方針・実施計画を策定して取組を進めます。

2 別府市の現状

令和2年度（2020年度）に本市で実施した市民意識調査では、次のような結果が出ています。

（1）あなたは、被差別部落（旧同和地区）の人を見下したり、排除しようとする差別意識を持った人だと思いますか。

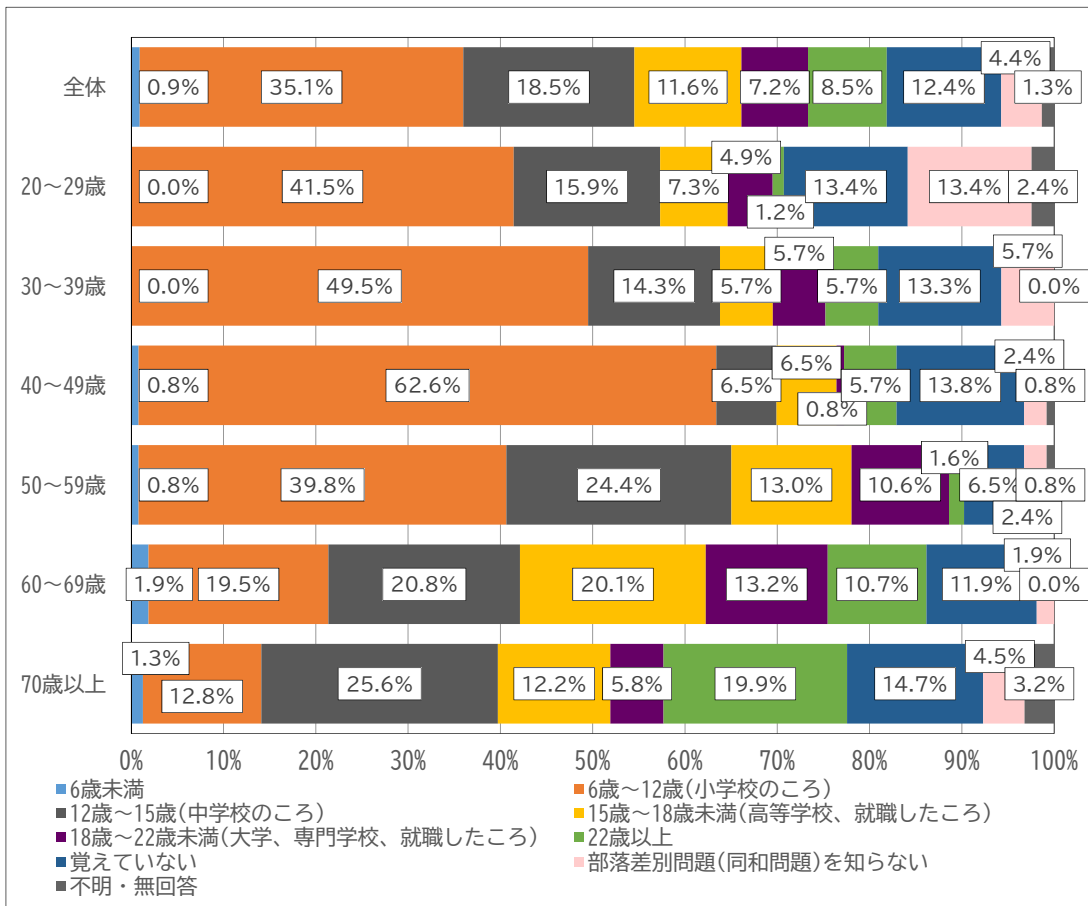
（回答者数 750人）



「なかには差別意識を持っている人がいる」と「差別意識を持っている人はまだ多い」の合計が55.0%と、半数以上の人が被差別部落（旧同和地区）の人に対する差別意識の存在を感じています。また、「差別意識を持っている人はなくなった」と回答した人が4.5%いますが、最近の差別事象を知らないおそれもあります。

(2) あなたが、部落差別問題（同和問題）をはじめて知ったのはいつ頃ですか。

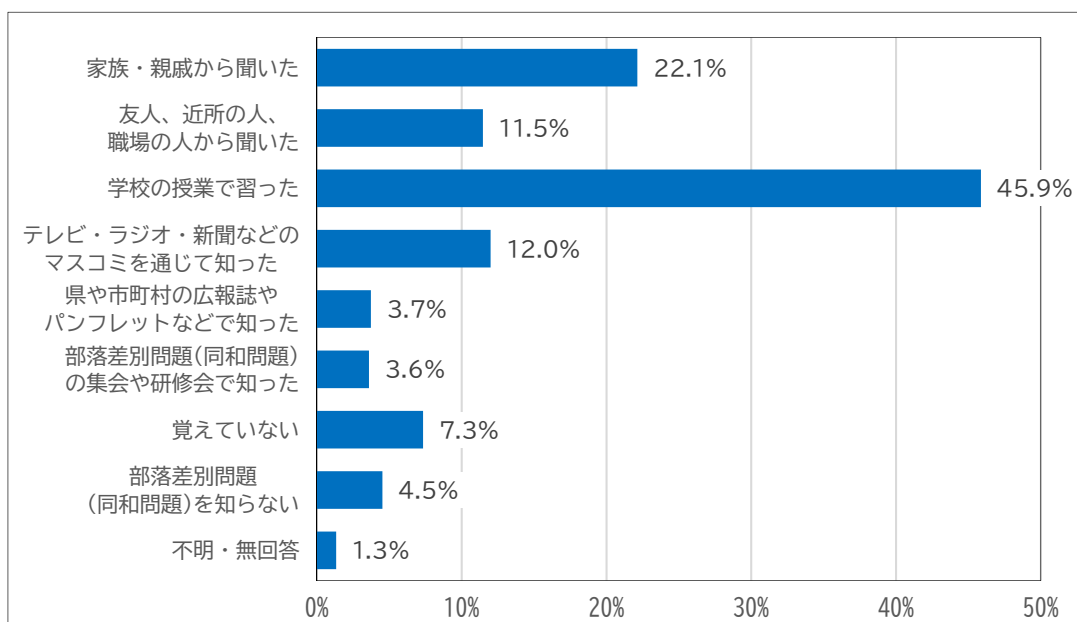
(回答者数 750 人)



年齢層別特徴は、60代を境に、部落差別問題（同和問題）をはじめて知った時期が異なります。特に30～49歳の年齢層では、約7割が学齢期に部落差別問題（同和問題）を知っています。しかし20～29歳の年齢層では、学齢期に部落差別問題（同和問題）を知ったのが多い40～49歳の年齢層より11.7%少ない状況です。また、20～29歳の年齢層では13.4%、30～39歳の年齢層では5.7%、「部落差別問題（同和問題）を知らない」と回答した人がいます。

(3) あなたが、部落差別問題（同和問題）をはじめて知ったきっかけは何ですか。

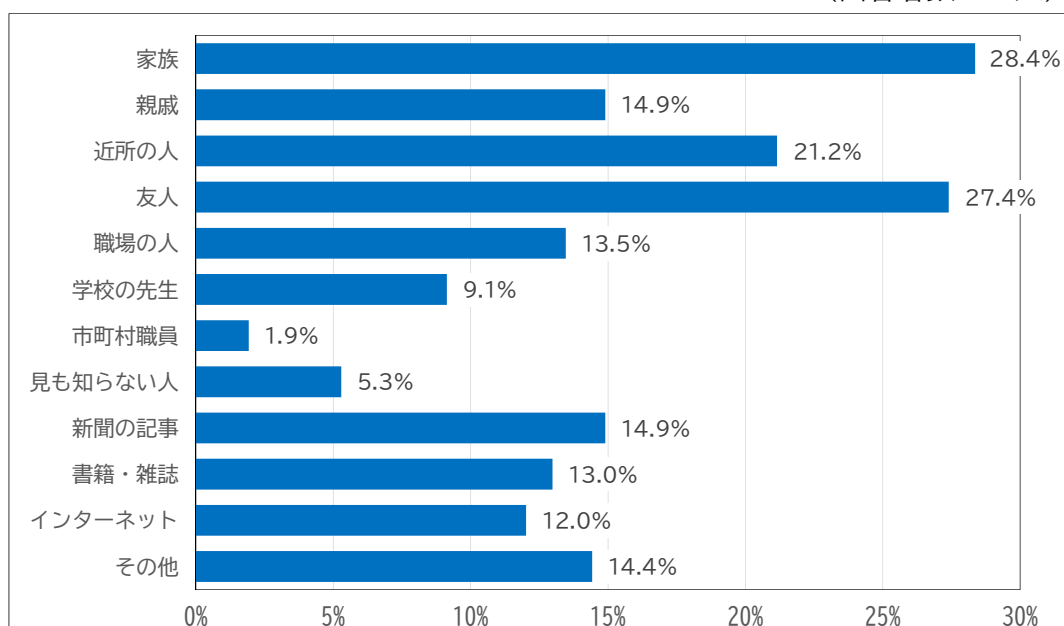
(回答者数 750 人)



部落差別問題（同和問題）をはじめて知ったきっかけは、「家族・親戚から聞いた」と「友人、近所の人、職場の人から聞いた」の合計が 33.6%、「学校の授業で習った」が 45.9%という割合に対して、「県や市町村の広報誌やパンフレットなどで知った」が 3.7%、また「部落差別問題（同和問題）の集会や研修会で知った」は 3.6%と一桁にとどまっています。また「部落差別問題（同和問題）を知らない」と回答した人が 4.5%いるのが現状です。

(4) 「被差別部落出身者は怖い」というような内容を見たり聞いたりしたことが「ある」と答えた方は、誰から、何によって見たり聞いたりしましたか。

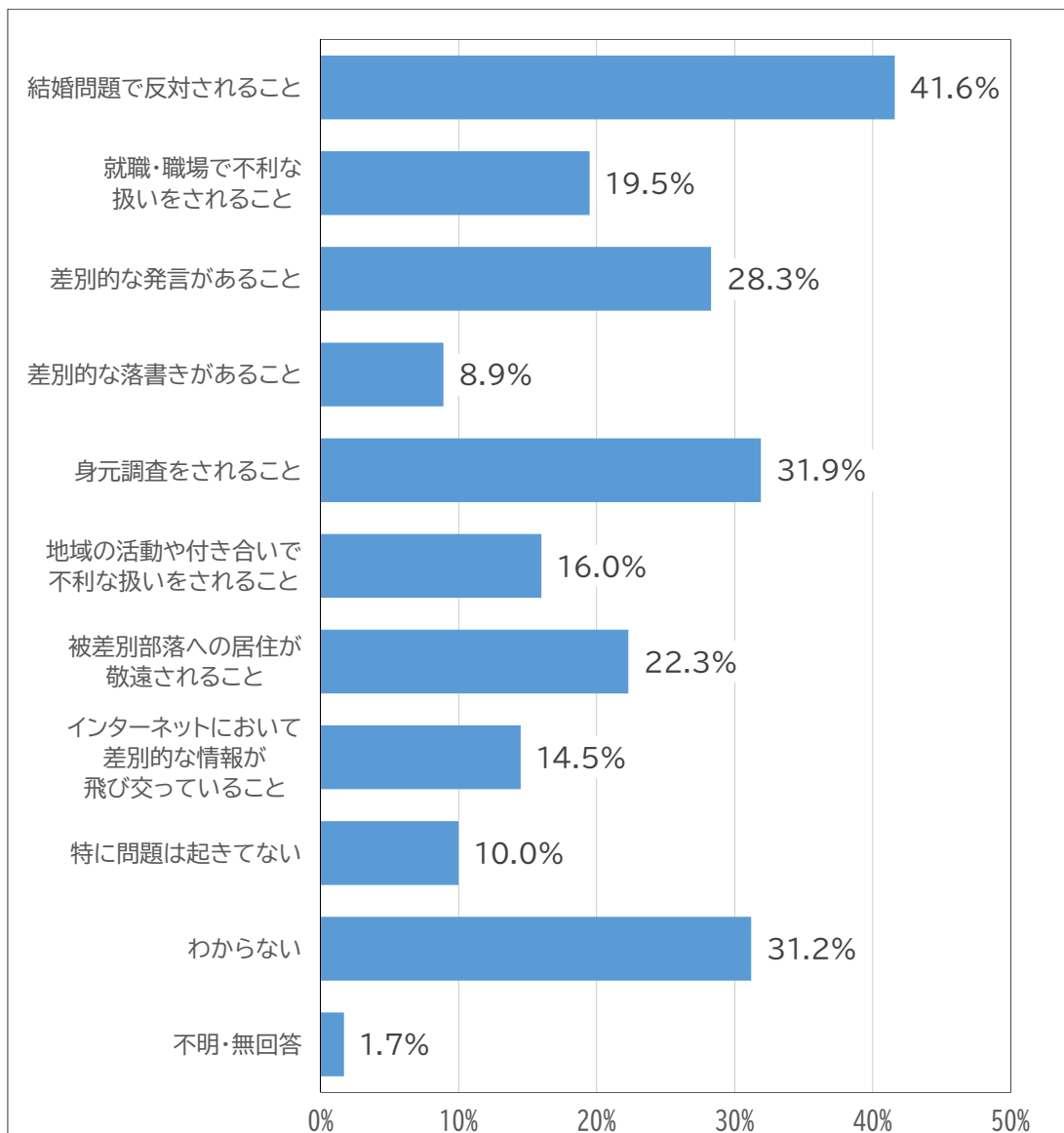
(回答者数 208 人)



「被差別部落出身は怖い」という内容を見たり聞いたりした方は主に「家族」が28.4%で最も多く、「友人」が27.4%となっています。身近な人からの誤った情報により、差別意識を受け入れてしまう傾向が見受けられます。

(5) あなたは、部落差別問題（同和問題）に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか。

(回答者数 750 人)

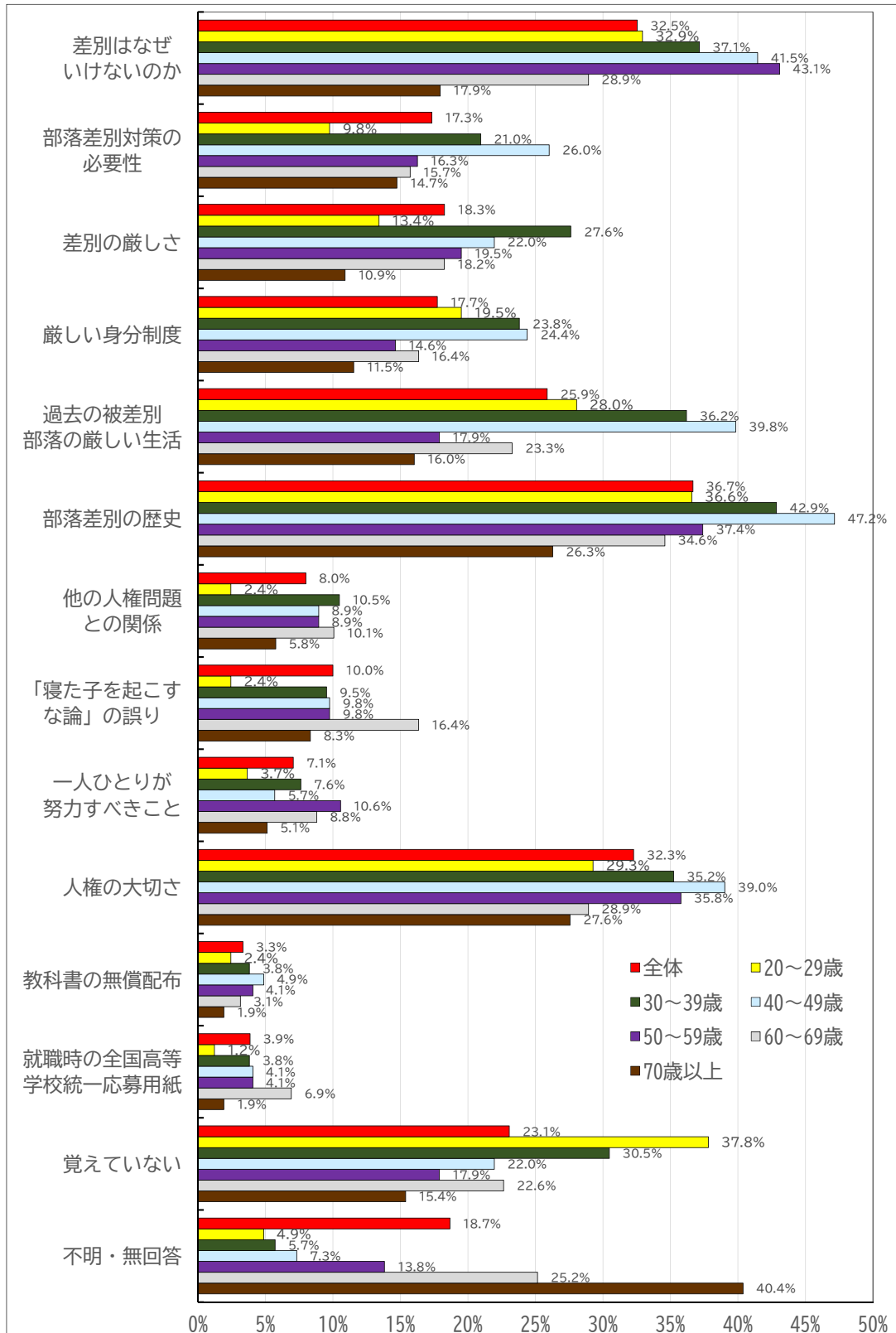


全体的な傾向として、「結婚問題で反対されること」が41.6%と一番多く、「身元調査をされること」が31.9%、「差別的な発言があること」が28.3%、「被差別部落への居住が敬遠されること」が22.3%と多くなっています。

また、「差別的な落書きがあること」が8.9%と少ないことや「わからない」の数値が高いのは、全国的に多発している「差別落書き」やインターネットによる差別書き込み等の実態を知らない結果であると考えられます。

(6) あなたは、「これまで学校・職場・地域などで部落差別問題（同和問題）についての学習や研修を受けたことがありますか。それはどのような内容だったのでしょうか。

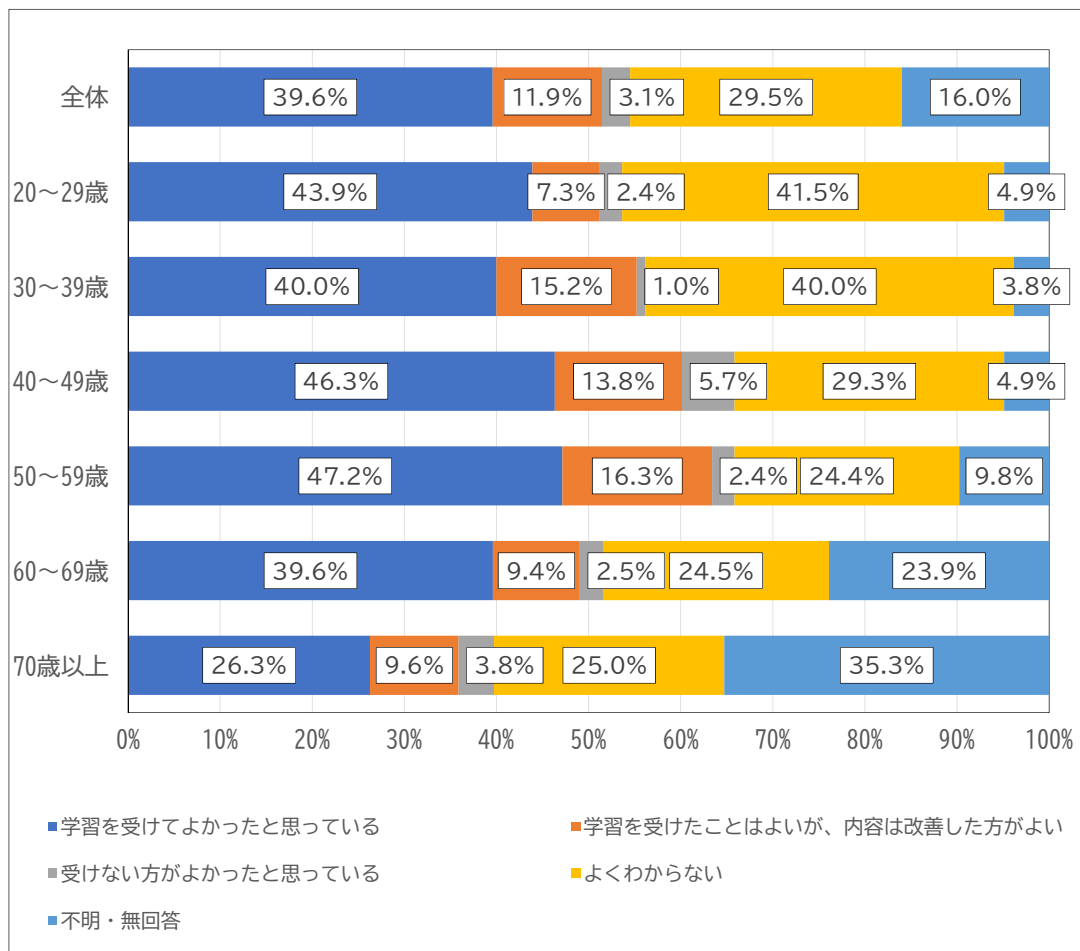
(回答者数 750 人・複数回答)



「部落差別の歴史」と回答した方が最も多く 36.7%で、「差別はなぜいけないのか」が 32.5%、「人権の大切さ」が 32.3%であった一方、特に 20 歳代で 37.8%の方が「覚えていない」と回答しており、部落差別問題を他人事として意識している結果が見られます。

(7) こうした学習を受けたことについて今どう感じていますか。

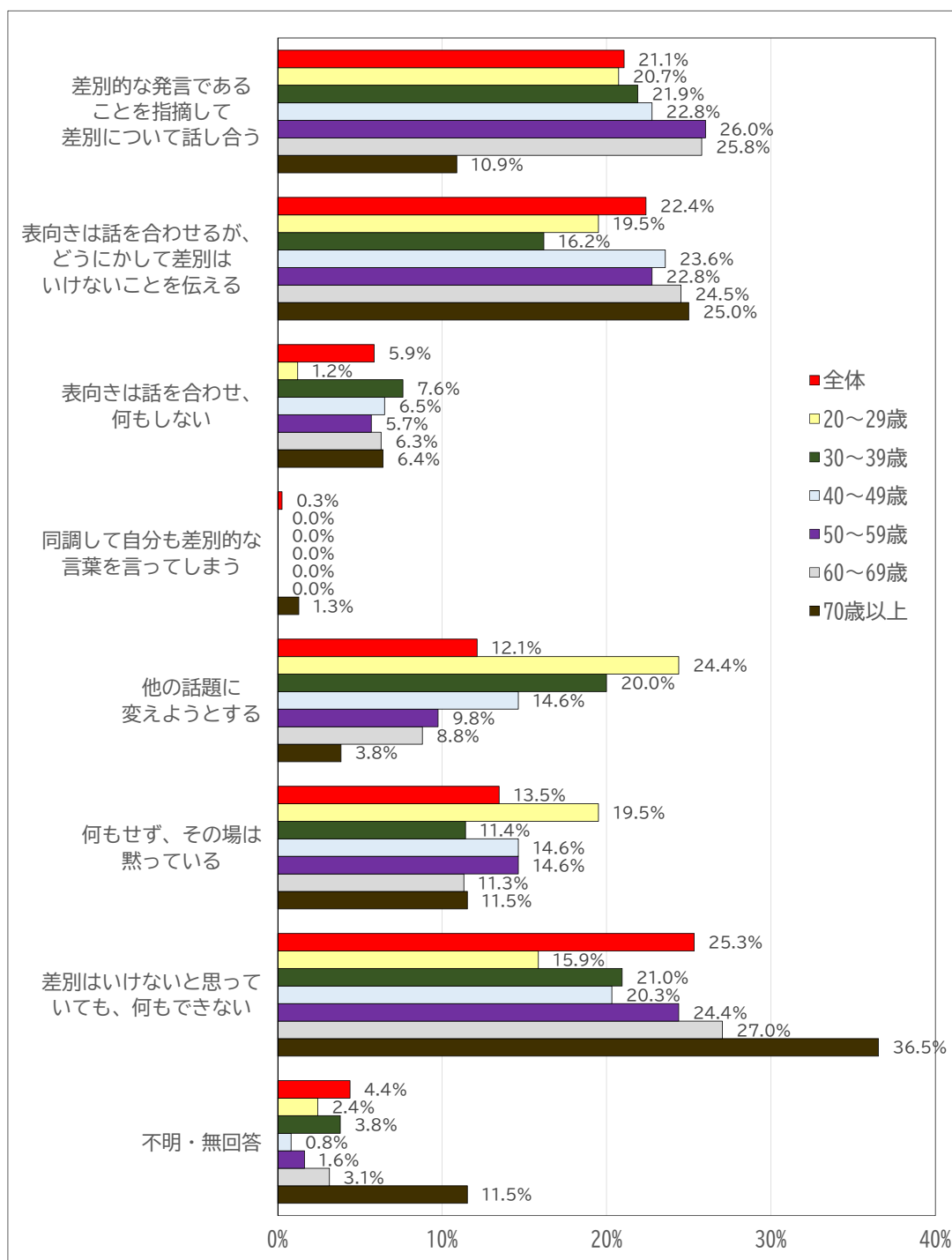
(回答者数 750 人)



39.6%の方が「学習を受けてよかったと思っている」と回答している一方、「受けない方がよかったと思っている」と感じている方が 3.1%となっています。「学習を受けてよかったと思っている」「学習を受けたことはよいが、内容は改善した方がよい」と回答した方が 69 歳以下では約半数を占めていますが、70 歳以上の方はその割合が低くなっています。

(8) 学校や職場、日常生活の中で誰かが被差別部落出身者に差別的な発言をした時、あなたはどのような態度を取りますか。

(回答者数 750 人・複数回答)

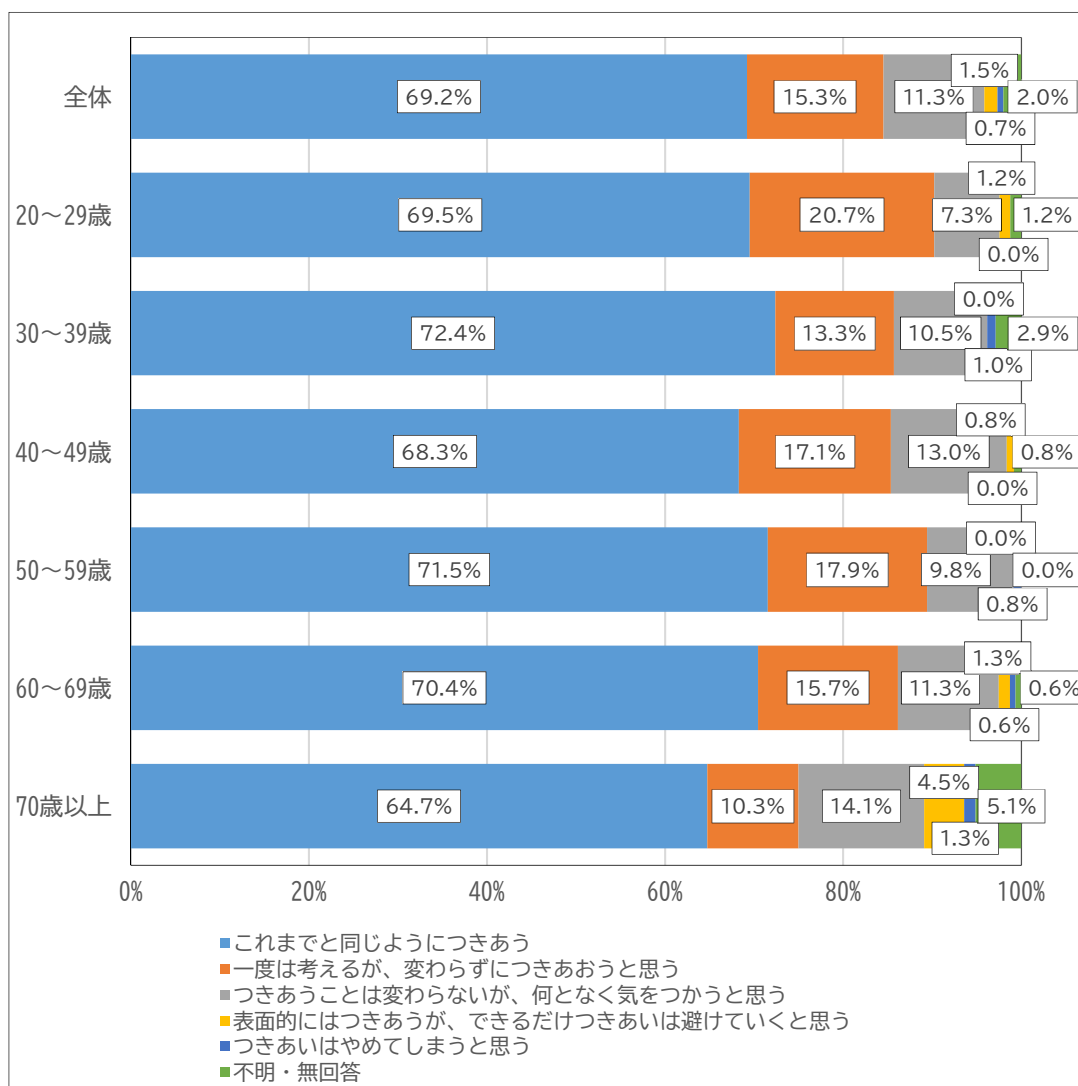


積極的に差別をなくそうと行動する方（「差別的な発言であることを指摘して差別について話し合う」と「表向きは話を合わせるが、どうにかして差別はいけないことを伝える」と回答した方の合計）は、どの年齢も 35%を超えています。

また、70歳以上の 36.5%の方が「差別はいけないと思っても何もできない」と回答していますが、「差別はいけない」という意識があることがわかります。

(9) 日頃親しく付き合っている職場の友人や近所の人が被差別部落出身だとわかった場合あなたはどうしますか。

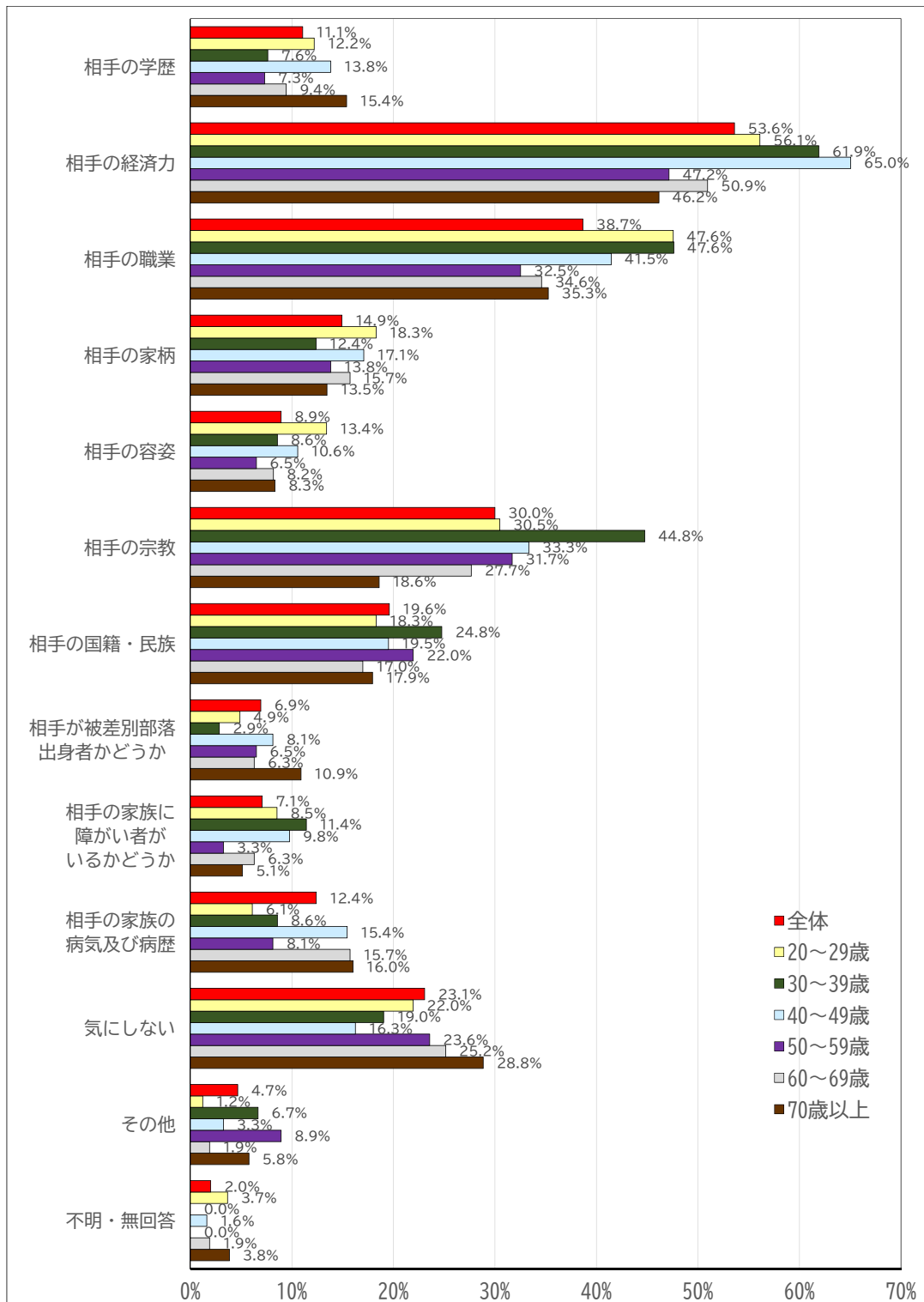
(回答者数 750 人)



全体的には約70%の方が「これまでと同じようにつきあう」と回答していますが、70代以上の4.5%が「表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避けていくと思う」、1.3%が「つきあいはやめてしまうと思う」と回答しており、最も多い傾向が見受けられます。

(10) あなたのお子さんの結婚相手を考える際相手の人柄や性格以外で気になること（気になったこと）をお答えください。

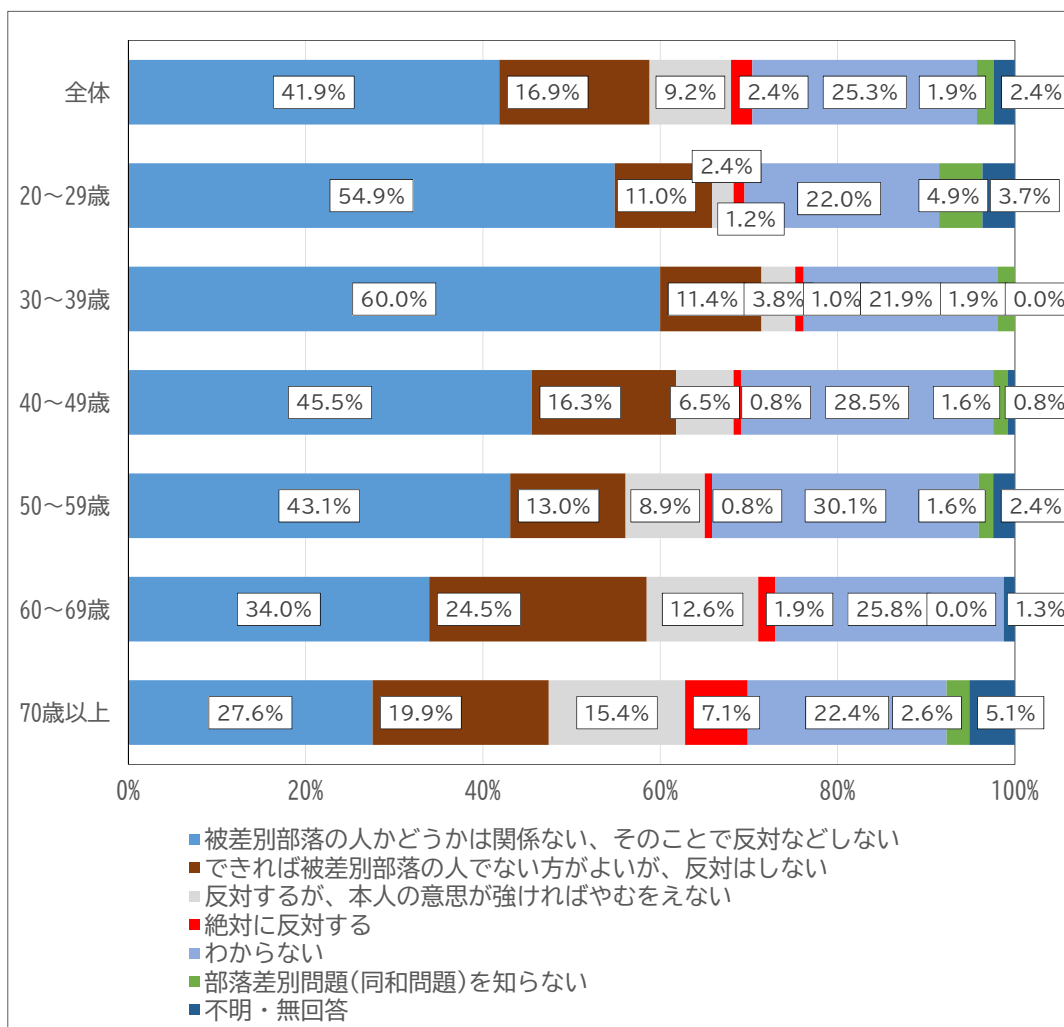
(回答者数 750 人・複数回答)



全体的にみると、「相手の経済力」が53.6%と最も高く、「相手の職業」が38.7%、次いで「相手の宗教」が30.0%となっていますが、6.9%の方が「相手が被差別部落かどうか」と回答しています。

(11) あなたのお子さんが被差別部落の人と結婚するとしたら、あなたはどのようにしますか。

(回答者数 750 人)

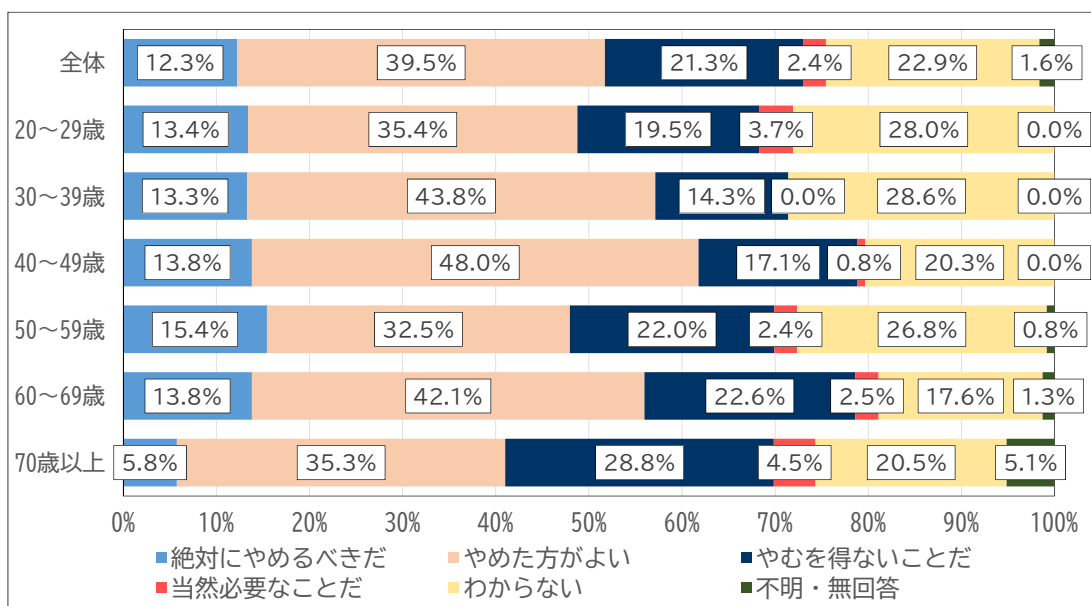


項目として、「被差別部落の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」は41.9%、「できれば被差別部落の人でない方がよいが、反対はしない」を「反対しない意見」と見ると、58.8%となります。しかし、「できれば被差別部落でない方がよいが、反対はしない」という考えは、一見肯定的のようではありますが、「できれば被差別部落でない方がよい」という中に、知らず知らずのうちに培われてきた根拠のない差別的な考えが潜んでいることとなります。こうした考えが続いていたことが部落差別解消推進法ができた要因の一つですが、法施行後4年経過した令和2年の段階においても、正しい認識をもっている人は41.9%だと考えられます。

また、「わからない」の25.3%は、「現実の問題として直面してみないとわからない」と「部落差別問題が十分に理解されていないのでわからない」と考えられますが、(1)の結果での「わからない」の18.7%と比較すると多く、自分事として部落差別を意識していない結果とも考えられます。

(12) あなたは就職や結婚のときにその相手方などの身元調査をすることについてどのように考えますか。

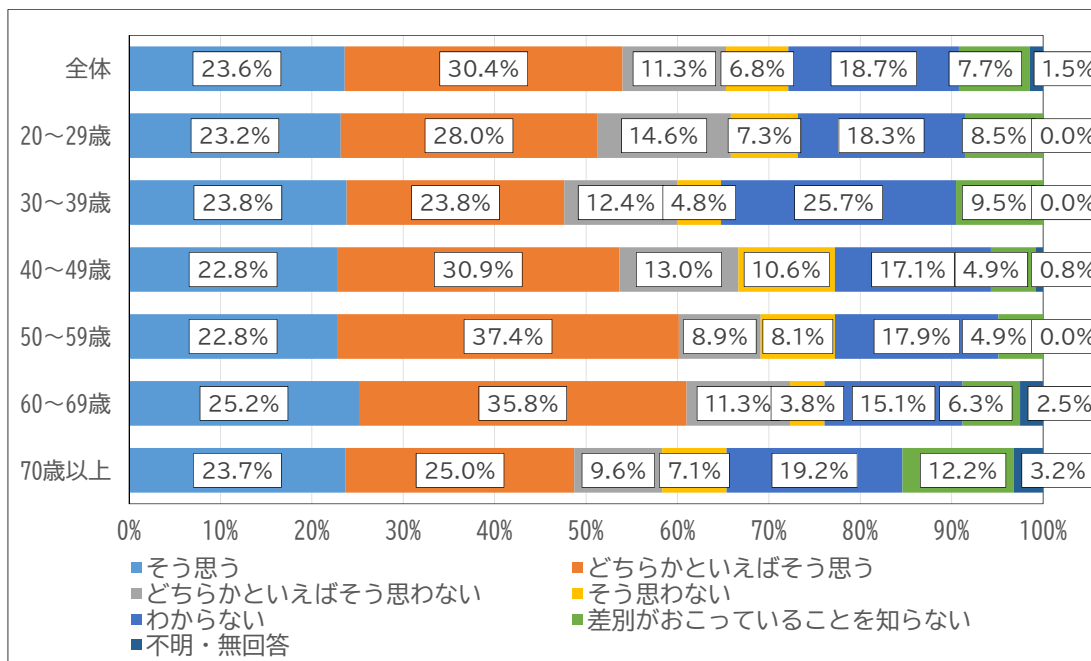
(回答者数 750 人)



全体的には、「絶対にやめるべきだ」「やめたほうがよい」の合計が51.8%と半数を超えています。70歳以上では41.1%と低くなっています。また、「やむを得ないことだ」「当然必要なこと」と答えた割合が70歳以上で最も高いことが見受けられます。

(13) 被差別部落の人たちに対する就職差別や結婚差別は将来なくすことができると考えますか。

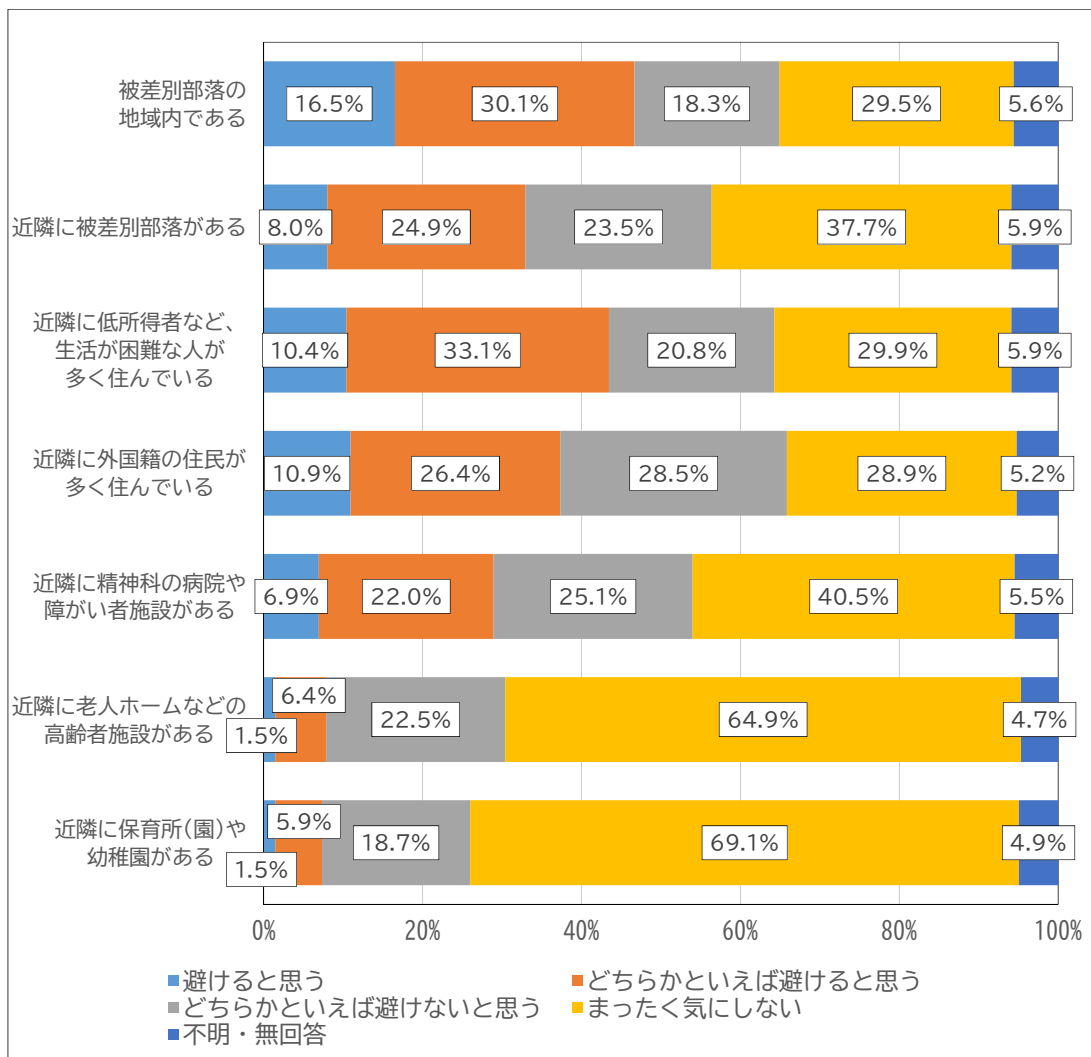
(回答者数 750 人)



全体的にみると「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が54.0%となっているのに対し、30歳代の25.7%が「わからない」、70歳以上の12.2%が「差別が起きていることを知らない」と回答しています。

(14) あなたが住宅を購入したり借りたりするなど住まいを選ぶ際に価格や立地条件が希望にあっても次のような物件の場合避けることがありますか。

(回答者数 750 人)



全体的には、「近隣に老人ホームなどの高齢者施設がある」「近隣に保育所(園)や幼稚園がある」を避ける人の割合は10%を切っていますが「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」の合計が最も高かったのは、「被差別部落の地域内である」が46.6%で、次いで43.5%の方が「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」と回答しています。

第3章 基本的方向性

1 部落差別解消推進法の周知

部落差別解消推進法の目的を達成するためには、この法律について、市民一人一人の理解を深めることが必要であることから、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知を行います。

また、市民へ周知を行うためには、市職員がこの法律を十分理解し、自らがその責務を自覚したうえで、率先して周知に努めるものとします。

(1) 市民

市民が、この法律が公布・施行されたことを知ることが大切であることから、市民に対し法律の周知に努めていきます。周知にあたっては、あらゆる機会を利用し、また、内容や方法を工夫して継続的に市民の認知度を高めていくよう努めます。

(2) 地域、企業・団体等

地域や企業・団体等と協力し、組織を通じて周知を図ることも効果的であることから自治会や企業及び「別府市人権問題啓発推進協議会」等の団体と協力し、この法律の目的を達成するために、地域住民や企業で働く人、また団体の関係者に対し周知を図ります。

(3) 市職員

市民や企業・団体等に対して法律の周知を図るにあたり、法律の周知や理解を求める地方公共団体の職員が、特定職業従事者として、法律の趣旨や内容はもとより、法律が成立した背景や経過、現在起きている差別の現状や、本市の部落差別に関する取組、関係団体等との連携などを十分認識することが必要です。

そのために、市職員を対象とした部落差別解消推進法及び本市の部落差別に関する施策等に関する研修等を、全ての職場で実施し、職員の部落差別の解消に関する知識及び意識の向上を図ります。

2 部落差別解消に関する施策（法第三条関係）

「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ために、国や県と連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めます。

また、別府市人権を擁護する審議会及び別府市人権問題啓発推進協議会を開催し、当事者を含む様々な市民から意見を求め、その意見を適宜反映し、より効果的な施策の推進を図ります。

3 相談体制の充実（法第四条関係）

法第四条に定められている相談体制の充実については、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとされていることから、本市におい

ては部落差別に関する相談をはじめとする人権相談体制の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援・救済の取組などに積極的に努めます。

4 教育及び啓発（法第五条関係）

法第五条に定められている教育については、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していきます。

学校教育においては、「部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画」に基づき、教育課程への位置づけ及び子どもの発達段階に応じた部落問題学習の取組を進めるとともに、(1)部落問題学習の質の向上(2)教職員研修の充実(3)園・学校全体で組織的・継続的に実践するための体制の構築(4)保護者・地域への啓発の推進について、全園・校で進めます。

社会教育においては、推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた事業等を計画的に実施するなど、学びの充実に努めます。

啓発については、部落差別解消推進法が制定された背景として(1)部落差別の認知度の低さ(2)寝た子を起こすな論(3)無知、無理解、無関心(4)インターネット上の誤った認識等を課題としてとらえ、市民一人一人が部落差別問題に対し正しい認識をもち、部落差別のない社会が実現するように啓発に努めます。

以上のことを、本市の実情を鑑み、全ての市民に向けて教育及び啓発を推進します。

5 実態調査（法第六条関係）

法第六条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は、関係団体等と連携を図り、調査に協力します。また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、インターネット等での部落差別の実態把握に努めるとともに、国、県、県下他市町村及び関係団体等と連携を図り、差別事象への対応に努めます。

なお、別府市人権教育及び人権啓発基本計画に基づき「人権問題に関する別府市民意識調査」を概ね5年毎に実施し、その結果を基礎資料として部落差別の解消を図るための施策等に活用します。さらに、実態把握に努める中、明らかになった部落差別を改善するため、支援・救済の取組を積極的に図ります。

第4章 具体的取組

1 部落差別解消推進法の周知

(1) 市民

ア 市民に法律が公布・施行されたことを周知するために、市報、ポスター、啓発物品等により、市民の認知度を高めていきます。

イ 部落差別解消推進法の施行された12月16日に市民啓発を実施します。

ウ 地区公民館、人権啓発センターなどの社会教育施設等においての人権講座に際し、啓発チラシを配布し法の施行された背景を含め法の周知に努めます。

(2) 地域、企業・団体等

地域や企業・団体、「別府市人権問題啓発推進協議会」、「別府市民生委員児童委員協議会」、「別府市PTA連合会」等の団体に対し、啓発ポスターや啓発チラシ等を配布いたします。

(3) 市職員

ア 人権教育・啓発推進員を中心とした職場研修で、法施行に至る背景を含めた部落差別問題研修を実施し、職員の法や部落差別問題に対する理解を深めます。

イ 人権教育・啓発推進員が部落差別問題に関する講演会や講座へ参加することにより、部落差別問題についての知識や理解を深めます。

ウ 新任管理職や人権教育・啓発推進員へのフィールドワーク研修を実施します。

エ 各職場で人権教育・啓発推進員を中心とした部落差別問題に関する研修を実施します。

オ インターネット上の差別的な書き込みのモニタリングによる研修を実施します。

2 部落差別解消に関する施策（法第三条関係）

部落差別解消推進法や部落差別問題について広く市民に啓発するために、啓発チラシや資料などをあらゆる機会を利用して配布します。また、公民館や企業・団体などで、部落差別問題に関する講座を開催するよう努めます。

情報化の急速な進展により、新たに起きているインターネットによる人権侵害には、部落差別を助長するような書き込みのモニタリングを実施します。特定職業従事者である市職員に対しては、職場研修で法の内容を含めた部落差別問題についての研修を行い部落差別問題に対する意識の向上を図ります。

教育では、部落差別問題についての学習、教職員研修の充実、そのための体制づくり、地域・保護者への啓発を行います。

3 相談体制の充実（法第四条関係）

共生社会実現・部落差別解消推進課が中心となって、部落差別に関する相談をはじめとする人権相談の体制の充実を図るよう努めます。

4 教育及び啓発（法第五条関係）

（1）教育

ア 学校教育

- （ア） 「部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画」を策定します。
- （イ） 学校教育課主催研修等と連携を図り、教職員研修を充実させます。
- （ウ） 校種間の連携を図り、園児児童生徒の発達段階に応じた部落問題学習を実践します。
- （エ） 教育活動全般において平成20年（2008年）3月「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の趣旨を踏まえた、自他を尊重する人権意識、人権感覚を持った児童生徒を育成する取組を推進します。
- （オ） 学校・保護者・地域の連携・協働による人権教育の基盤づくりを推進します。
- （カ） 大学における教育との連携を図る取組を進めます。

イ 社会教育

- （ア） 地区公民館講座で部落差別問題についての講座を開催します。
- （イ） 人権教育学級において、部落差別問題についての講座を開催します。
- （ウ） 企業・公的機関・関係団体等に講師を派遣し、部落差別問題に関する研修を実施することにより市民の理解を深め、もって部落差別の解消に努めます。
- （エ） 企業、団体等に対して、部落差別問題についての人権ミニライブラリーの貸し出しを行います。
- （オ） 人権啓発センターでの人権講座で、部落差別問題についての講座を開催します。

（2）啓発

ア 自治会に対し、地区公民館講座での部落差別問題に関する講座への参加を依頼します。

イ 町内公民館に出張し、様々な機会を利用し部落差別問題の啓発を実施します。

ウ 大学と協力し、学生の部落差別問題に関する啓発を行います。

5 実態調査（法第六条関係）

（1）国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は、本市の実態にあった実態調査の方法を関係団体等と協議・検討します。

（2）部落差別事象・事件の集約に努めます。

（3）概ね5年毎に「人権問題に関する別府市民意識調査」を行います。

（4）インターネット上における被差別部落に対する差別書き込みのモニタリングを実施します。

第5章 達成指標

次のとおり達成指標を定めます。

指標となる取組	令和2(2020) 年度現状値	令和7(2025) 年度目標値
市民に対しての啓発チラシや資料などの配布機会を増やす	6,100人	6,500人
講座や研修会で部落差別解消推進法や部落差別問題について研修した回数を増やす	39回	45回
インターネット上の部落差別書き込みのモニタリング実施数	年間39回	年間50回
人権教育・啓発推進員を中心とした職場内研修において部落差別問題について研修した職場の割合	55.6%	100%

学校での取組および達成目標は「部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画」に設定します。

第6章 推進体制等

1 推進体制

基本方針・実施計画の推進にあたり、推進体制を下記のとおりとします。

- (1) 基本方針・実施計画の総合的かつ効果的な推進を図るため「別府市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心に全庁体制で本方針を推進します。
- (2) 各人権問題の諸課題に対しては解決に向けて、全庁体制で取り組みます。
- (3) 企業、民間の各種関係団体、自治会等と連携を深め、「別府市人権問題啓発推進協議会」を中心として広く基本方針・実施計画の推進を図るとともに、積極的な支援に努めます。
- (4) 基本方針・実施計画の推進にあたっては、広く市民に意見を求め本方針・計画の推進に反映します。

2 基本方針・実施計画の評価と見直し

基本方針・実施計画に関する前年度の施策の実施報告を総合的に点検し、その結果を次年度の人権施策に反映させるため「別府市人権を擁護する審議会」に意見を求め事業の評価をします。さらに、この基本方針・実施計画は社会情勢の変化や進捗状況、住民ニーズ等に応じて見直しを行います。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年（2016年）12月16日
号外法律第109号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年（2000年）12月6日

法律第147号

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

別府市部落差別等の解消を推進し人権を擁護する条例

平成8年（1996年）3月25日
条例第13号

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）を始めとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、及び人権を擁護するために必要な事項を定め、もって差別のない平和で明るい国際観光温泉文化都市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国、県及び他の市町村との連携を図りつつ必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野において、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 前項に規定する事項を推進するに当たっては、市民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するように配慮しなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別を始めあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為を行わないように努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 市は、部落差別を始めあらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

（教育及び啓発等）

第5条 市は、部落差別を始めあらゆる差別をなくすために、教育、啓発活動及び人権擁護に関する施策を推進するように努めるものとする。

（実態調査等）

第6条 市は、前条の施策の推進に反映させるために、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

（審議会）

第7条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に関する事項を審議するために審議会を置く。

2 前項に規定する審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月12日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

登録型本人通知制度

ストップ

身元調査

ご注意ください

金銭で、婚姻相手などの個人情報を取得する事件や戸籍謄本などを不正に取得する事件が発生しています。不正に取得した情報は、犯罪に利用され、重大な人権侵害の原因となります。

登録型本人通知制度とは、「住民票や戸籍謄本など」を本人ではない代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知するものです。
 本人通知制度により、不正取得の早期発見や不正請求を抑制することが期待されます。
 人権を守るこの制度に、是非ご登録ください。お申込み・お問い合わせ先 別府市役所市民課 0977-21-1135

別府市人権問題啓発推進協議会

ストップ身元調査 登録型本人通知制度

平成30年(2018年)5月策定
令和3年(2021年)7月改訂